

各発生段階における対策の概要について

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生			小康期
			市内未発生期	市内発生早期	市内感染期	
対策の方考	体制整備	市内発生の遅延と早期発見		対策の主眼を被害軽減に方針転換		・市民生活、市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
		感染拡大防止				
1 体制	<p>「和歌山市新型インフルエンザ等調整会議」 「和歌山市新型インフルエンザ等連絡会議」 「和歌山市地域保健医療協議会」 「和歌山市新型インフルエンザ等医療専門部会」 上記の会議及び会は、警戒本部・対策本部が設置された後も必要に応じて開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市行動計画の見直し ●BCPの見直し ●マニュアルの作成 	<p>警戒本部 政府対策本部・県対策本部設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ●医療体制の構築 	<p>対策本部</p>	<p>対策本部</p>	<p>対策本部</p>	<p>警戒本部 緊急事態解除宣言がなされた場合、対策本部を解散</p>
	緊急事態宣言時の措置：措置法に基づく和歌山市新型インフルエンザ等対策本部の設置					
2 サイバーランス ・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ●通常のインフルエンザサーベイランスの継続 <ul style="list-style-type: none"> ・患者発生サーベイランス ・ウイルスサーベイランス ・入院サーベイランス ・学校サーベイランス 	<ul style="list-style-type: none"> ●患者全数把握 ●ウイルスサーベイランス 学校サーベイランスの強化 ●積極的疫学調査実施 		<ul style="list-style-type: none"> ●患者全数把握、積極的疫学調査は中止 ●入院サーベイランスの強化 ・入院患者及び死亡者数の動向調査 ●集団発生の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●集団発生の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●ウイルスサーベイ・学校サーベイによる第2波探知 ●積極的疫学調査の体制見直し
3 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業者等への情報提供（対策、感染予防策等） ●情報提供体制の整備 ●コールセンターの設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業者等への情報提供強化 ●コールセンターの設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業者等への情報提供強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業者等への情報提供強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業者等への情報提供強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報提供の見直し ●コールセンターの縮小
4 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ●個人における感染対策の普及 ●地域対策・職場対策の周知 ●検疫所との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業者等への感染対策の要請 ・医療機関、社会福祉施設等 ●疑い患者・濃厚接触者への対応 ●感染症危険情報の提供等 ●検疫所への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業者等への感染対策の要請 ・医療機関、社会福祉施設等 ・公共交通機関 ・学校・保育施設等 ●疑い患者・濃厚接触者への対応 ●感染症危険情報の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業者等への感染対策の要請 ・事業者 ・医療機関、社会福祉施設等 ・公共交通機関 ・学校・保育施設等の臨時休業 ●疑い患者・患者・濃厚接触者への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業者への感染対策の要請 ・事業者 ・医療機関、社会福祉施設等 ・公共交通機関 ・学校・保育施設等の臨時休業 ・不特定多数の者が集まる活動の自粛 	<p>緊急事態宣言時の措置：外出制限、学校・保育所等の使用制限、市所管施設での感染対策の徹底等</p>
5 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ●特定接種の準備 ●住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定接種の実施 ●住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民接種の実施（パンデミックワクチンが供給され次第開始。） モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民接種の実施、モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民接種の実施、モニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ●第二波に備えた住民接種の継続
	緊急事態宣言時の措置：特措法第46条の規定に基づく住民接種					
6 医療	<ul style="list-style-type: none"> ●医療体制整備 ・帰国者・接触者外来体制 ・感染症指定医療機関での入院受入体制等 ●市内感染期に備えた医療の確保 ・医療機関での診療継続計画作成支援 ・臨時的医療施設等の検討（県に協力） ・入院病床の確保（県に協力） ・新型インフル患者の診療を行わない医療機関の設定の検討（県に協力） ・入所施設で集団発生した場合の医療の提供方法の検討 ●医療機関での個人防護具の備蓄等 院内感染対策の促進 ●抗インフルエンザウイルス薬の情報把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●帰国者・接触者相談センター 帰国者・接触者外来の設置 ●一般医療機関の診療体制整備 ●検査体制の整備 ●市内感染期に備えた体制整備 ・入院受入準備要請 ・患者搬送体制の整備 ●疑い患者への対応 ●医療機関への情報提供・共有 ・症例定義等 ●抗インフルエンザウイルス薬の予防投与検討（搬送従事者、濃厚接触者等） 	<ul style="list-style-type: none"> ●一般医療機関の診療体制整備 ●検査体制の整備 ●疑い患者への対応 ●医療機関への情報提供・共有 ●抗インフルエンザウイルス薬の予防投与検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●一般医療機関への切り替え準備 ●患者への対応 感染症指定医療機関への移送、入院措置 ●医療機関への情報提供・共有 ●抗インフルエンザウイルス薬の予防投与検討 	<ul style="list-style-type: none"> ●設置終了 ●一般医療機関での診療開始 ●患者への対応 感染症指定医療機関への入院措置を終了 入院治療は重症患者を対象 軽症者は在宅での療養を要請 ●医療機関への情報提供・共有 ●在宅で療養する患者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ●発生前の通常の医療体制に戻す
	緊急事態宣言時の措置：臨時的医療施設					
7 市民生活及び市民経済の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所機能の維持のための準備 ・職場における感染防止対策に必要な物資備蓄 ・BCPの作成 ●家庭での備蓄の重要性を周知 ●事業者へ周知 ・感染対策、BCP作成 ●要援護者への生活支援の体制整備 ●火葬能力等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所機能の維持 ・感染対策、BCP対応確認 ●市民、事業者への呼びかけ ・買占め、売惜しみに対する要請 ●事業者への周知 ・感染対策、BCP対応確認 ●要援護者への生活支援の体制整備 ●遺体を安置する場所の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所機能の維持 ・感染対策、業務縮小準備 ●市民、事業者への呼びかけ ・買占め、売惜しみに対する要請 ●事業者への周知 ・感染対策、業務縮小準備 ●要援護者への生活支援の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所機能の維持 ・感染対策徹底、業務縮小準備 ●市民、事業者への呼びかけ ・買占め、売惜しみに対する要請 ●事業者への周知 ・感染対策徹底、業務縮小準備 ●要援護者への生活支援への準備 	<ul style="list-style-type: none"> ●市役所機能の維持 ・感染対策徹底、業務縮小等BCPIに基づく対応 ●市民、事業者への呼びかけ ・買占め、売惜しみに対する要請 ●事業者への周知 ・感染対策徹底、業務縮小等BCPIに基づく対応 ●要援護者への生活支援等 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民、事業者への呼びかけ（第二波に備えた備蓄確認等）
	緊急事態宣言時の措置：登録事業者の業務継続、水の安定供給、生活関連物資等の価格の安定、埋葬・火葬の特例					